

座間市教育委員会 8月定例会会議録

- 1 開会日時 令和元年8月14日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 座間市役所5階教育委員会室
- 3 出席委員  
 教育長 木島 弘  
 教育長職務代理者 馬場 悠男 教育委員 鈴木 義範  
 教育委員 小井田 由美子 教育委員 天野 久美
- 4 出席職員  
 教育部長 石川 俊寛  
 学校教育課長 野澤 慎 保健給食担当課長 福田 進  
 教育指導課長 小川 雅嗣 教育研究所長 江崎 厚史  
 生涯学習課長 松崎 佳子 図書館長 石田 恵子
- 5 書 記 古川 武夫 中坪 祐貴

6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	20	教育関係予算案の申出について	教育部長	承認
2	21	座間市教育事務の管理及び執行状況の点検及び評価について	教育部長	承認
3	22	座間市立中学校に係る部活動の方針について	教育指導課長	承認
4	23	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
5	24	座間市立図書館協議会委員の委嘱について	図書館長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	提案説明者	結果
1	20	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	—

教育長 ただいまより8月定例教育委員会を開会いたします。  
 なお、本日は高木教育総務課長から欠席の連絡を受けております。  
 お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長        それでは、会期は8月14日今日一日といたします。

次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に馬場委員と小井田委員を指名いたします。

それでは教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過報告として、いくつかの行事についてはその詳細をお伝えします。

#### <教育長報告>

教育長        7月24日（水）定例教育委員会、教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、小井田委員、天野委員出席です。

7月24日（水）小学生女子バレーボールチームのHAND TIGERS（ハンド タイガース）が全国大会出場ということで表敬訪問があり、教育長が出席いたしました。3年ぶりの全国大会出場とのことでした。

7月25日（木）教育事務の点検評価委員会第3回会議、教育長出席です。

7月25日（木）教育課題研究会会議、教育長職務代理者、鈴木委員出席です。

7月26日（金）教頭研修会、教育長出席です。

7月28日（日）入谷小学校の校庭で、第17回座間市消防団消防操法大会が行われ、教育長が出席いたしました。

7月30日（火）甲子園出場を決めた東海大学付属相模高等学校野球部の表敬訪問があり、教育長が出席いたしました。井上主将は、「結束力を高めて甲子園に臨みたい」と力強く語ってくれていました。幸先の良いスタートを切りましたので、今後は楽しみです。

8月2日（金）教育課題研究会会議、教育長職務代理者出席です。

8月5日（月）政策会議、教育長出席です。

8月7日（水）総括教諭研修会、教育長出席です。

8月7日（水）実施計画市長・副市長ヒアリング、教育長出席です。

8月9日（金）県市町村教育委員会連合会第2回役員会、教育長職務代理者出席です。

8月10日（土）座間市ひまわりまつり開会セレモニー、教育長出席です。長雨が続いたので開花が心配されましたが、当日には七分咲きとなり、良い状態で開会セレモニーを行うことができました。

以上です。ただいまの経過報告についてご意見、ご質問等ございませんか。

馬場委員     私からも報告させていただきます。

7月25日(木)と8月2日(金)に行われた教育課題研究員会議についてですが、鈴木委員と浅野さんから専門的なご指導とご援助をいただき、かなりまとまってきました。9月頃の最終調整を経て、皆様にご披露できる状態になるのではないかと、という見通しです。

教育長           ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

教育長           他にご意見、ご質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。  
次に、議案の審議に移ります。

それでは、議案第20号「教育関係予算案の申出について」、石川教育部長、お願いいたします。

石川部長       議案第20号「教育関係予算案の申出について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき教育関係予算案に関し意見を申し出ることについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求めます。提案理由といたしましては、令和元年度座間市一般会計補正予算について提案するものでございます。それでは5ページの「令和元年度9月補正予算要求資料」をご覧ください。まず歳入でございますが、款18寄附金、項01寄附金、目06教育費寄附金、節01教育総務費寄附金の100万円の予算措置は、教育施設整備資金として、市内企業の経営者より100万円の貴重な浄財の寄附をいただいたことによるものでございます。続いて歳出でございます。款10教育費、項01教育総務費、目02事務局費の100万円の増額は、歳入でも説明いたしました寄附金を、教育施設整備基金へ積立をするための増額措置でございます。以上でございます、よろしくお願いたします。

教育長           ありがとうございました。ただいまの件につきまして、何かご質問等ございますか。

教育長           ご質問等もないようですので、議案第20号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長           ご異議等無いようですので、議案第20号「教育関係予算案の申出について」は承認いたします。

続きまして、議案第21号「座間市教育事務の管理及び執行状況の点検及び評価に

ついて」、石川教育部長、お願いいたします。

石川部長 議案第21号「座間市教育事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき座間市教育事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書を別添1のとおり作成することについて、議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、令和元年度教育事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書を議会へ提出するため提案するものでございます。それでは、報告書をご覧ください。まず、1ページ目の趣旨でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うことと規定されております。本規定は教育委員会が教育事務に関し独立した執行権限を有する機関であることから、教育の基本方針に基づいて、どのように事務が執行されているかを自らチェックし、市民にその状況を説明する必要があるとの目的から設けられているものでございます。今年度は12回目の点検評価になります。本評価については昨年と基本的な流れは同様でございます。第4次座間市総合計画の体系を基本として構成しております。なお、点検評価を行うにあたり、外部の学識経験者の意見をいただくことについては、より客観性を確保することを目的としているものでございます。これまでに点検評価委員会を6月19日、7月2日、7月25日の3回開催し、外部評価委員の皆様から様々なご意見やご指導をいただき、本評価に反映させていただいているところでございます。続きまして点検評価の対象になりますが、第4次座間市総合計画の中の5つの施策によって取り組んだ主な事業を対象とさせていただいております。点検評価の具体的な方法につきましては、1ページの一番下でございます、5つの施策、「教育環境」、「学校保健」、「教育活動」、「生涯学習」及び「市民文化」の施策ごとの平成30年度の主な事業について、教育委員会としての自己評価と今後の課題及び取り組みについて考査し、できるだけ具体例を挙げながらわかりやすく記述するように努めさせていただきました。また、外部評価委員につきましては2ページに掲載させていただいております。点検評価報告書につきましては公表いたしますので、教育委員会がどのような取り組みをしているのか等につきまして、市民の方々に知っていただく大変良い機会でございます。なるべく長文形式の記述は避け、わかりやすくシンプルに、さらには表で掲載できるものはなるべく表を取り入れ、前年度と比較してどうだったのかという視点からもよりわかりやすく作成するよう努めました。この構成を例に説明いたします。それでは3ページをお開きください。一番上段の「1. 教育環境」でございます。総合計画で言いますと、総合計画上の施策25に当たります。まず「(1) 安全・快適な教育施設環境の確保」は、施策の方向、太ゴシックは総合計画の内容そのものを掲載しております。さらにその下が、実際にどのような取り組みをしたかとい

うことの概要になっております。4ページにはそれに対する課題を抽出しております。施策と施策の方向、取り組みとその取り組みの課題、というような項目でまとめさせていただいております。次に6ページをお開きください。中段にあります各施策に対して点検評価委員の主な意見をいただき、同ページ下段の囲みの中にありますが、自己評価をしております。全てこのような体系で41ページの「5. 市民文化」まで整理をさせていただいております。最終ページである49ページでは全体のまとめをさせていただいております。以上、点検評価の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

教育長        ありがとうございます。この内容については、本日の会議中に全てを確認することはできないので、事前に教育委員の皆さまにお送りさせていただきました。本日、ご質問等はございますか。

天野委員      9ページでは、「中学校給食（選択式）」の取り組みが、県の教育長が視察に来られるほど県内でも注目されているとあります。神奈川県では選択式が珍しいことなのか、具体的に教えていただけますか。

福田担当課長   平成30年度県内給食実施状況によりますと、33市町村のうち、完全給食を実施しているのは22市町村です。その中で学校給食（選択式）をホームページで明記しているのは、本市と藤沢市、愛川町の3市町ですので、珍しい事例であると考えております。

天野委員      ありがとうございます。

教育長        他にはいかがでしょうか。

小井田委員    質問ではないのですが、感想ということで申し上げます。毎年拝見していますが、その度に教育部の皆さんの頑張りを感じます。1ページには、「点検、評価を行うに当たっては、座間市行政評価や学識経験者の意見等を参考にし、これまでの計画に加え、座間市教育大綱の基本目標を着眼点に、点検及び評価を進めました。」とあります。教育部門における将来目標である「のびやかに 豊かな心 はぐくむまち」を目指して事業を展開し、毎回ステップアップを図り、成果を積み上げているという皆さんの働きを感じます。点検評価委員の先生方からも、多くの項目で「努力されたことを評価する。」とのご意見をいただいております、ありがたく感じています。一方で、毎年の評価というのは、次の課題へ向けてのステップとなると考えています。既に出ている課題

だけでなく、今現在見えていない課題も当然表出するかと思いますが、その際には、今までどおり、市民の皆さんのニーズや学校現場の声に意識を向けていただきまして、更なる工夫を凝らしていただきたいと思っております。今年度もよろしく願いいたします。

教育長        ありがとうございます。点検・評価は、私も教育長として初めて出席いたしました。3人の点検評価委員さんからは、どういう状況があったのか、そしてどういう結果になったのか、についてしっかりと記載するようにとご指導いただいておりますので、充実した内容になっているという感想を持っています。さらには、教育委員の皆さまにも目を通していただいて、アドバイスをいただくという形もとっておりますので、市民の方々に見ていただいてもしっかりと対応できるものではないかと感じています。そんな意味で、来年度の事務局側もしっかりと1年間の積み重ねを把握した上で、この点検・評価事務に関わっていただきたいと思っております。

他にご質問等ございますか。

教育長        他にご質問等もないようですので、議案第21号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長        ご異議等無いようですので、議案第21号「座間市教育事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」は承認いたします。

続きまして、議案第22号「座間市立中学校に係る部活動の方針について」、小川教育指導課長、お願いいたします。

小川課長        議案第22号「座間市立中学校に係る部活動の方針について」、「座間市立中学校に係る部活動の方針」について議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、国が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、県が「神奈川県部の活動の在り方に関する方針」をそれぞれ策定したことから、それらの内容を反映するため、本市においても「座間市立中学校に係る部活動の方針」を提案するものでございます。それでは別添2をご覧ください。主な部分の説明をさせていただきます。まず1ページの方針策定の趣旨ですが、先ほども申し上げましたとおり、国がガイドライン、県が方針を策定したことから、座間市の教育委員会としましても、国・県のを参考に、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術の環境を構築するという観点に立ち、座間市立

中学校の部活動が、地域・学校・種目等の違いに応じて多様性に富み、かつ適切に実施されるために、以下の諸点を定めるものでございます。基本的な考え方としては3点ございます。「部活動は、生徒の主体的、自主的活動であり、保護者と教職員の協力のもと、生徒一人ひとりの能力の開発と伸長を期して行われるものである。」、「部活動は、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意するべきである。」、「部活動は、学校全体として「教職員の働き方改革」を鑑み、指導・運営の工夫を行い、持続可能な運営体制を構築していくものである。」以上の3点でございます。主な変更点としましては、3ページの「(5) 活動日と活動時間」の部分でございます。「学校は、部活動を実施するに当たって、1週につき2日以上を休養日を設ける。平日のうち少なくとも1日、また休日（土曜日、日曜日、祝日等）のうち少なくとも1日以上を休養日とする。休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。」、「学校は、部活動を行う1年間を52週とみなし、平日及び休日それぞれに対して52日以上を休養日を柔軟に設定し、その際、ひと月のうちにも、平日及び休日に必ず休養日を設定する。活動にあたっては、最終下校時刻を守る。」、「学校は、1日の活動時間を、長くとも平日は2時間程度、長期休業中及び休日（土曜日、日曜日、祝日等）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行うように指導する。」、「学校は、活動日数の設定にあたっては、生徒の体力や地域の行事、年中行事、家族とのふれあい等を十分考慮する。」、「学校は、朝練習の時間は1時間以内とし、授業に支障のないように配慮する。」としております。また、5ページの附則につきましては、「1 座間市立中学校部活動指導要領（平成12年4月1日適用）は廃止する。」、「2 この方針は、令和元年10月1日から施行する。」、「3 この方針は、施行後3年を目途として施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」としております。こちらの検討につきましては、今年度5月、6月、8月と、校長代表、部活動顧問代表、PTA代表が参加する部活動検討委員会で議論を重ねてまいりました。その中で、学校にとって、それから生徒・保護者にとっても良いものということで、今回提案をさせていただくものでございます。

教育長            ありがとうございます。この部活動の方針についても、教育委員の皆さまには事前にお送りさせていただき、内容を確認していただいております。これまでに修正等がいくつかあったとは思いますが、本日、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

小井田委員    大変ご苦労様でした。子どもにとっては本当に部活動というのは大きくて、卒業間

近の小学校6年生で「中学に入ったら部活動が一番楽しみです。」と、そういう子は少なくないです。子どもにとってはそれだけ大きいものがあります。それを見守る保護者の方は、部活動への期待と同時に不安をお持ちになっています。今回の方針は本当によくできていまして、保護者の方にもご理解いただける内容だと思います。ただ、先ほど小川課長からの説明にもありました時間枠ですけれども、これはあくまでも子ども達の健康、そして教師の働き方改革を視野に入れた中での時間枠なのですが、こちらに関しては現場での工夫が必要な場面も出てくるでしょうし、より効率化が望まれるのかと思います。とにかく、子どもにとって大きな部活動が、より充実されることを大いに期待したいと思います。

教育長           ありがとうございます。検討委員会の立ち上げについては県下でも最後の方だったのかもしれませんが、国や県から、体育関係だけでなく文化部の方針についても示された後に、それを踏まえて検討委員会を立ち上げ、委員の皆さまからご意見を伺い、学校側と調整を重ねた上で方針を策定したものです。お疲れ様でした。

他にご質問等ございますか。

教育長           他にご質問等もないようですので、議案第22号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長           ご異議等無いようですので、議案第22号「座間市立中学校に係る部活動の方針について」は承認いたします。

お諮りいたします。議案第23号「座間市教育委員会職員の人事について」から、報告第20号「県費負担教職員の任用について」は、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

教育長           ご異議なしと認め、当案件は非公開といたします。

(議案第23号「座間市教育委員会職員の人事について」から、報告第20号「県費負担教職員の任用について」までは非公開)

教育長           議案事項及び報告事項は以上です。

その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

教育長 よろしいでしょうか。

では、次回の定例会は令和元年9月11日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催します。

以上で8月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

（午前10時10分閉会）